

# 大阪港港湾計画書（案）

— 軽易な変更 —

平成 29 年 5 月

大阪港港湾管理者  
大阪市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成18年10月 第43回大阪市港湾審議会
- ・平成18年11月 交通政策審議会第20回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成19年 6月 第45回大阪市港湾審議会
- ・平成20年12月 第47回大阪市港湾審議会
- ・平成21年11月 第48回大阪市港湾審議会
- ・平成23年10月 第51回大阪市港湾審議会
- ・平成23年12月 交通政策審議会第47回港湾分科会
- ・平成24年 5月 第53回大阪市港湾審議会
- ・平成24年 8月 第54回大阪市港湾審議会
- ・平成25年 2月 第55回大阪市港湾審議会
- ・平成25年 2月 交通政策審議会第51回港湾分科会
- ・平成25年 8月 第56回大阪市港湾審議会
- ・平成26年 2月 第58回大阪市港湾審議会
- ・平成26年 3月 交通政策審議会第55回港湾分科会
- ・平成27年 3月 第60回大阪市港湾審議会
- ・平成28年 5月 第62回大阪市港湾審議会
- ・平成28年 7月 交通政策審議会第64回港湾分科会

の議を経た大阪港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

## 目 次

変更理由	.....	1
港湾の効率的な運営に関する事項	.....	2
1 効率的な運営を特に促進する区域（P F I 事業）	...	2

## 変更理由

クルーズ需要の増大に対応するとともに、港湾空間の効率的な利用の促進を図るため、港地区（中央埠頭）における客船ターミナルの整備について、民間企業の経営能力を活用できるように措置することを計画する。

## 港湾の効率的な運営に関する事項

### 1 効率的な運営を特に促進する区域（P F I 事業）

港地区（中央埠頭）において、クルーズ需要の増大に対応するとともに、港湾空間の効率的な利用の促進を図るため、民間企業の経営能力を活用できるように措置することを計画する。

[効率的な運営を特に促進する区域（P F I 事業）]

港地区（中央埠頭）

埠頭用地 1 h a （旅客施設用地）